

## 2019 年度春期 新規（変更を含む）研究会登録申請について

締め切り：2019年 5月10日（金）12:00まで

「研究会登録申請書.xlsx」を学会ホームページ（<http://jasias.jp/archives/>）よりダウンロードし、別紙資料とともに郵送、あるいは電子メールにて、映像学会事務局（送信先アドレス：office@jasias.jp）に登録申請を行なってください。

なお、既存の研究会においても、代表者や構成メンバー等に変更のある場合は、申請の手順に従って提出をお願いいたします。

映像学会研究会の新規発足については以下のガイドラインに基づいてお考えください。

### <ガイドライン>

- \* 映像学会の研究会活動であるということをよく認識したうえで、研究テーマが普遍性及び広がりのあるテーマであること。
- \* 研究会運営が特定の個人に偏りすぎず、多くの会員の参加と交流が見込まれること。
- \* 研究会の継続性が担保されるよう、運営委員のバランスを考慮したものであること。
- \* 事前に研究会活動に準じる実績がない場合には、研究テーマが想定する専門性や業績を持った会員が運営構成員に含まれていること。

### <その他>

- \* 研究会が所属を希望する支部の登録申請は、代表者の所属する支部、または所属する研究員が多数を占める支部に申請をおこなってください。なお、研究会内にさらに支部会などを組織する場合は、必要に応じて各研究会内部で調整をおこなってください。
- \* 申請書にある代表及び運営構成員とは別に、過去の研究活動への参加者も併せて、参加を予定している会員リストも添付してください。なお、運営構成員に会費納付の遅滞がないことを確認してください。
- \* 申請された研究会の当該テーマにおける研究活動（勉強会や準備会など）を1年以上、複数回実施されていることを別紙資料として提出してください。
- \* 研究会承認後、2年間以上にわたり実質的な研究会活動が見られない研究会は、研究活動休止の理由、存続の必然性の有無、研究会を構成する会員の意欲および、今後の研究活動の継続への意思などが問われます。研究活動の休止理由等に合理的理由がないとみなされた場合、研究企画委員会および理事会の審議を経て本学会が公認する研究会として継続することができないことがあります。その対象と

なった研究会は、2年間、その代表者の会員が主宰する同名の研究会を申請することができなくなります（以上、2015年5月31日の理事会の承認事項）。

- \* 「研究会登録申請書」の記入内容については「研究会登録申請書.xlsx」（<http://jasias.jp/〇〇>）をご確認ください。

以上

日本映像学会研究企画委員会  
〒176-8525  
東京都練馬区旭丘2-42-1  
日本大学芸術学部内